

## 一般社団法人日本スクエアダンス協会

## 北海道統括支部 会計処理規程

改定 2024年4月21日

## (目的)

第1条 この規定は支部における会計処理についての必要な事項を定める。

## (スタッフ諸費)

第2条 支部主催の行事に当たっては主管する団体にスタッフ諸費を支払う。

(1)ドーサードパーティー、プラスパーティー	20,000円
(2)支部ジャンボリー	2日開催 50,000円
	1日開催 30,000円

ただし、主管する団体の都合により支部役員会が助勢する場合は減額することが出来る。なお、減額についてはその都度役員会で決める。

## (共催支援金)

第3条 各団体が実施する初心者講習会において支部共催申請のあった団体に対して、

翌年度会員登録時に新規登録者を対象に支援金を支払う

新規登録会員1名1,000円とし、1クラブの上限額は 10,000円とする

## (支部主催行事の参加料)

第4条 支部主催行事の参加料は以下の通りとする。ただし、以下によりがたい場合は支部役員会で協議し決める。

## (1) ドーサードパーティー及びプラスパーティー

S協会員 500円 ただし、非会員は100円増しとする。

なお、ドーサードパーティーは初心者講習を終えた後、初参加となるニューダンサーは無料とする。

## (2) 支部ジャンボリー

2日開催	S協会員	2日間 参加	4,000円
		1日のみ参加	3,000円
1日開催	S協会員	1日参加	2,000円

ただし、非会員は各1,000円増しとする。

## (講習会等参加料助成について)

第5条 全国講習会等(コーラーコースに限る)に参加し、助成を希望する会員は、クラブ代表を通して1月支部役員会までに事務局に連絡を行う。講習会の参加申込は各自が行う。助成希望者が複数になった場合は、該当予算を助成希望者に分割支給する。助成金額は日帰り参加の金額を超えないものとする。助成希望回数に制限は設けない。助成希望の会員は、クラブ代表を通して別紙全国講習会等参加申請書を提出する。

提出にあたっては参加料振込書の写しを添付する。

参加料とは受講料及び講習会に付帯する食事代等とし、交通費、宿泊代は含まない。

なお、講習会等終了後は別紙報告書を提出することとする。

#### (支部役員活動費)

第6条 支部役員の活動(PC使用、メールプロバイダー、通信費等)に資するために以下の額を支払う。

(1) 定額分	支部長・事務局長	15,000円
	その他役員	5,000円
(2) 稼動分	役員会等 1回につき	1,000円

#### 2. 削除

#### 3. 事務スタッフの活動に資するために以下の額を支払う。

(1) 定額分	2, 500円
(2) 稼動分	役員会等1回につき 300円

#### 4. 上記各項目の清算は年度末とする。

#### (講師謝礼およびスタッフ経費)

第7条 支部主催の研修会・講習会における講師謝礼、スタッフ等の経費は、平成22年7月4日制定の講師謝礼・手当等基準による。

#### (支部ニュース編集管理)

第8条 広報活動としての支部ニュース編集作成に係る活動費として編集担当者に発行1回に付き支部ニュース企画・編集手当2, 250円、支部ニュース校正・ネット印刷手当4, 000円、支部ニュース 郵送手当1, 000円等を支払う。なお、清算は年度末とする。

#### (支部ホームページ維持管理)

第9条 支部における情報提供としてのホームページの維持管理について  
レンタルサーバー料金、ドメイン料金等の実費と年間10, 000円のHP管理手当を担当者に支払う。

#### (支部公式 LINE)

第10条 広報活動として支部公式 LINE 運営の係わる活動費として担当者に、LINE 運営費実費と担当手当12, 000円を支払う。

#### (支部主催行事の清算等について)

第11条 支部主催行事の取りまとめは以下による。

(1) 支部行事の主管団体は、行事終了後速やかに事業報告書、収支報告書及び行事参加者名簿、領収書綴りを事務局に提出する。

提出に当たってはドーサードパーティー及びプラスパーティーは行事終了後10日、 支部ジャンボリーは15日以内を目途とする。

## (2) 支部行事における収支差額の処理について

- ① 剰余金が出た場合は支部に納付する
  - ② 不足金が出た場合は支部より補填する
- (支部役員派遣)

第12条 支部役員会で承認された用務について、必要があれば支部役員を派遣することが出来る。

- 2) 派遣役員には講師謝金、スタッフ日当等基準に定められた日当および旅費規程に定められた交通費、宿泊費、前・後泊料を支給する。
- 3) 支部役員が派遣できない時は、支部役員会で指名されたものが用務につくことが出来る。

## 附則

第1条 この規程の制定日及び改定日は次のとおりとする。

制定日	平成22年7月4日	平成22年4月1日から適用する
改定日	平成23年4月24日	一部改正 第7条新規加条
改定日	平成27年4月26日	平成26年度より適用する 一部改定 第2条ただし書き追記 第5条 2.3 項追加 第7条新規加条 以下各条繰り下げる
改定日	平成28年4月24日	第5条新規加条 平成27年度より適用する 第5条新規加条 以下各条繰り下げる
改定日	平成29年4月23日	第5条 事前連絡、参加料の詳細を追加
改定日	平成30年4月22日	第6条 事務スタッフ分を追加 平成29年度より適用する 第11条新規加条
改定日	平成31年4月21日	第5条 参加希望者の選考方法、時期変更
改定日	2022年4月24日	第9条 変更
改定日	2024年4月21日	第2条 1日開催を追加 第3条 支援金額を変更、上限金額の対象を明記 第4条 1日開催を追記 第6条 手当を変更、財務手当を削除 第8条 支部ニュース活動費を変更 第9条 支部ホームページ活動費を変更 第10条 支部公式LINEを追記